

山梨県高齢者社会活動推進等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 山梨県高齢者社会活動推進等事業費補助金は、高齢者福祉の増進を図るため、高齢者の生きがい対策事業等に要する経費に対して、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象)

第2 補助の対象となる事業は、「山梨県老人クラブ等社会活動推進事業運営要綱」に基づき、市町村が行う事業とする。

(交付基準)

第3 この補助金は、別表の第Ⅲ欄に定める基準額と第Ⅳ欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4 この補助金の交付申請は、別紙様式1による申請書を知事が定める日までに知事に提出して行うものとする。

(交付条件)

第5 この補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書（別紙様式2）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目（別表のⅡ欄補助区分）相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合、又は、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増減を伴わない場合はこの限りでない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、別紙様式3による事業中止（廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用が増加した価格50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定に準じ、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に

関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。

- (5) 前号の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（別紙様式4）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。
- (7) 事業により取得し、又は効用が増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式5による調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

（変更交付申請）

第6 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、変更交付申請書（別紙様式6）を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第7 この補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いをすることができる。

- 2 補助金の概算払いを受けようとする市町村長は、別紙様式7による概算払請求書を知事に提出するものとする。

（実績報告）

第8 この補助金の実績報告は、別紙様式8による事業実績報告書を、事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金等の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

（その他）

第9 特別の事情により第3、第4及び第5並びに第8に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

附則 この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

平成4年3月9日付け長第3-34号山梨県厚生部長通知「山梨県老人福祉費（在宅）補助金交付要綱」は廃止する。

附則 この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成19年3月29日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成21年7月27日から施行し、平成21年4月1日から適用する。ただし、別表のⅢ健康づくり・介護予防事業の基準額「300,000円以内で」については平成22年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、令和3年9月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表

I 種目	II 補助区分	III 基準額	IV 対象経費
<p>老人クラブ活動等促進事業費</p>	<p>1 単位老人クラブ助成事業</p>	<p>3,526 円×助成を行った単位老人クラブ活動延月数</p>	<p>単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会が行う社会奉仕活動、老人教養講座開催等及び健康増進事業等に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料</p>
	<p>2 市町村老人クラブ連合会活動促進事業</p>	<p>一般事業 (1) 1 市町村老人クラブ連合会当たり 194,000 円 (2) 72 円×市町村老人クラブ連合会加入老人クラブの会員数 特別事業 (3) 次に掲げる事業を先駆的又は重点的に実施する場合。ただし、194,000 円以内で知事が必要と認めた額 ① リーダー育成事業 ② 老人クラブ加入促進事業 ③ 老人に関する情報提供・相談活動事業 ④ 地域支え合い事業 ⑤ 若手高齢者組織化・活動支援事業 ⑥ 市町村老連活動支援体制強化事業 ⑦ その他、地域の特性を生かした活動促進事業 健康づくり・介護予防事業 300,000 円以内で知事が必要と認めた額</p>	

別紙様式 1

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

令和 年度山梨県高齢者社会活動推進等事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、山梨県高齢者社会活動推進等事業費補助金交付要綱第4条第1号の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 山梨県高齢者社会活動推進等事業費補助金所要額調（様式1）
- (2) 基準額内訳書（様式2）
- (3) 事業計画書（様式3）
- (4) 特別事業実施計画（様式4）
- (5) 健康づくり・介護予防事業実施計画（様式5）
- (6) 歳入歳出予算書（見込書）抄本

様式1

山梨県高齢者社会活動推進等事業費補助金所要額調

(市町村名)

種 目		総事業費	寄 付 の 他 収 入 の 額	差 引 額 (A - B)	対 象 経 費 実 支 出 予 定 額	基 準 額	県 補 助 基 本 額	県 補 助 率	県 補 助 所 要 額 (F × G)	備 考
		A	B	C	D	E	F	G	H	
老人クラブ 活動等社会 活動促進 事業費	単位老人クラ ブ分(A)	円		円	円	円	円	2/3	円	
	市町村老連活 動促進分(B)	円		円	円	円	円	2/3	円	
	健康づくり・介 護予防分(C)	円		円	円	円	円	2/3	円	
	計								円	

- (注) 1 A欄には、市町村が支出する各事業に係る総事業費を記入する。事業を委託する場合、委託先の総事業費ではないので注意すること。(自動計算)
- 2 D欄には、市町村が支出する総事業費のうち、補助対象事業(補助金交付要綱の別表基準額表のⅢ対象経費に該当する額)分を記入する。(自動計算)
- 3 E欄には、様式2のそれぞれの事業の基準額(C欄)の合計を記入する。(自動計算)
- 4 F欄には、C欄、D欄、E欄を比較して、最も少ない額を記入する。(自動計算)
- 5 H欄には、F欄の額に2/3を乗じて得た額を記入する。(種目別に1,000円未満の端数を切り捨てる。)(自動計算)

様式 2

基 準 額 内 訳 書

老人クラブ活動等社会活動促進事業費

(市町村名：)

区 分		件 数 A	基 準 単 価 (事業対象限度額) B	基 準 額 C = (A × B)
単位老人クラブ助成事業 (A)			3,526円	円
市町村老人クラブ 連合会助成事業	一般事業分 (B ₁)	連合会数分	194,000円	円
		加入会員数分 A = (f)	72円	円
	特別事業分 (B ₂)		194,000円 以内	円
	市町村老連活動促進分 (B)			円
	健康づくり・介護予防事業分 (C)			300,000円 以内
合 計				円

様式 3

事業計画書

1. 単位老人クラブ助成事業実施計画調 (A)

助成対象 クラブ数	助成対象 クラブ会員数	助成対象クラブ* 年間活動延月数	上段：対象経費 下段：総事業費	主な取組例
(a)	(b)	(c)	(d)	
クラブ	人	月	円	.
			円	

※ a は、連合会加入老人クラブのうち、実際に活動しているクラブ数を記入する。

※ d 上段は、単位老人クラブが支出する別表第IV欄に定める対象経費に対して、市町村が補助する額を記入する。

※ d 下段は、単位老人クラブが支出する総額に対して、市町村が補助する額を記入する。

2. 市町村老人クラブ連合会活動促進事業実施計画調 (B)、(C)

[一般事業 積算内訳]

連合会加入老人クラブ数 (e)	クラブ	60歳以上人口 (g)	人
連合会加入老人クラブ会員数 (f)	人	加入率 (f/g)	%

[一般事業の概要及び特別事業、健康づくり・介護予防事業の概要]

区 分	事業概要	対象経費 実支出額	
一般事業 (B1) 社会奉仕活動、教養講座の開催、単位老人クラブ等と連携した調査研究、啓発広報活動、その他地域の特性を生かしたモデル的な活動促進事業	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	円	
		(総事業費) 円	
特別事業 ①リーダー育成事業 ②老人クラブへの加入促進事業 ③高齢者に対する情報提供・相談活動事業 ⑦その他、地域の特性を生かした事業	詳細別紙 (様式 4)	円	
	④地域支え合い事業	詳細別紙 (様式 4)	円
	⑤若手高齢者組織化・活動支援事業	詳細別紙 (様式 4)	円
	⑥市町村老連活動支援体制強化事業	詳細別紙 (様式 4)	円
特別事業小計 (B2)		円	
健康づくり・介護予防事業 (C)	詳細別紙 (様式 5)	円	

※各事業の内容については、別添「山梨県高齢者社会活動推進等事業の事業内容 (例示)」参照

様式4〔特別事業内訳〕

特別事業実施計画

概 要		積 算 内 訳				
事業内容	①リーダー育成事業 ②老人クラブへの加入促進事業 ③高齢者に対する情報提供・相談活動事業 ⑦その他、地域の特性を生かした事業 (説明) ・参加対象者: ・参加予定人数:	(対象経費)				
		・	円 ×	=	円	
		・	円 ×	=	円	
		・	円 ×	=	円	
		・	円 ×	=	円	
		・	円 ×	=	円	
		対象経費小計				円
		(対象外経費)				
		・	円 ×	=	円	
		・	円 ×	=	円	
		対象外経費小計				円
		合計				円
	④地域支え合い事業 (説明) ・参加対象者: ・参加予定人数:	(対象経費)				
		・	円 ×	=	円	
		・	円 ×	=	円	
		・	円 ×	=	円	
		・	円 ×	=	円	
		・	円 ×	=	円	
対象経費小計				円		
(対象外経費)						
・		円 ×	=	円		
・		円 ×	=	円		
対象外経費小計				円		
合計				円		
⑤若手高齢者組織化・活動支援事業 (説明) ・参加対象者: ・参加予定人数: 人	(対象経費)					
	・	円 ×	=	円		
	・	円 ×	=	円		
	・	円 ×	=	円		
	・	円 ×	=	円		
	・	円 ×	=	円		
	対象経費小計				円	
	(対象外経費)					
	・	円 ×	=	円		
	・	円 ×	=	円		
	対象外経費小計				円	
	合計				円	
⑥市町村老連活動支援体制強化事業 (説明) ・参加対象者: ・参加予定人数: 人	(対象経費)					
	・	円 ×	=	円		
	・	円 ×	=	円		
	・	円 ×	=	円		
	・	円 ×	=	円		
	・	円 ×	=	円		
	対象経費小計				円	
	(対象外経費)					
	・	円 ×	=	円		
	・	円 ×	=	円		
	対象外経費小計				円	
	合計				円	
合 計		対象経費計		円		
		対象外経費計		円		
		総事業費		円		

健康づくり・介護予防事業実施計画

概 要		積 算 内 訳			
事業内容	① (説明)	(対象経費)			
		・	円 ×	=	円
	・	円 ×	=	円	
	・	円 ×	=	円	
	・	円 ×	=	円	
	・	円 ×	=	円	
					円
	対象経費小計				円
	(対象外経費)				
	・	円 ×	=	円	
	・	円 ×	=	円	
					円
	対象外経費小計				円
	①合計				円
	② (説明)	(対象経費)			
		・	円 ×	=	円
・	円 ×	=	円		
・	円 ×	=	円		
・	円 ×	=	円		
・	円 ×	=	円		
				円	
対象経費小計				円	
(対象外経費)					
・	円 ×	=	円		
・	円 ×	=	円		
				円	
対象外経費小計				円	
②合計				円	
③ (説明)	(対象経費)				
	・	円 ×	=	円	
・	円 ×	=	円		
・	円 ×	=	円		
・	円 ×	=	円		
・	円 ×	=	円		
				円	
対象経費小計				円	
(対象外経費)					
・	円 ×	=	円		
・	円 ×	=	円		
				円	
対象外経費小計				円	
③合計				円	
④ (説明)	(対象経費)				
	・	円 ×	=	円	
・	円 ×	=	円		
・	円 ×	=	円		
・	円 ×	=	円		
・	円 ×	=	円		
				円	
対象経費小計				円	
(対象外経費)					
・	円 ×	=	円		
・	円 ×	=	円		
				円	
対象外小計				円	
④合計				円	
合 計		対象経費計			円
		対象外経費計			円
		合計(総事業費)			円

別紙様式 2

第 号
年 月 日

山梨県知事

殿

市町村長

令和 年度山梨県高齢者社会活動推進等事業費補助金事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定のあったこのことについて、次の理由により変更したいので、山梨県高齢者社会活動推進等事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 条の規定により、申請します。

1 変更の理由

2 添付書類

- (1) 山梨県高齢者社会活動推進等事業費補助金所要額調 (様式 1)
- (2) 基準額内訳書 (様式 2)
- (3) 事業計画書 (様式 3)
- (4) 特別事業実施計画 (様式 4)
- (5) 健康づくり・介護予防事業実施計画 (様式 5)
- (6) 歳入歳出予算書 (見込書) 抄本

別紙様式 3

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

令和 年度山梨県高齢者社会活動推進等事業費補助金
事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定のあったこのことについて、次の理由により中止（廃止）したいので、山梨県高齢者社会活動推進等事業費補助金交付要綱第 5 条第 2 号の規定により、申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 添付書類

- (1) 申請時までの事業の進行状況（事業実績報告書の様式を準用のこと）
- (2) その他参考資料

別紙様式 4

第 号
年 月 日

山梨県知事

殿

市町村長

財産処分承認申請書

令和 年度山梨県高齢者社会活動推進等事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県高齢者社会活動推進等事業費補助金交付要綱第5条第5号に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

別紙様式5

令和 年度

山梨県高齢者社会活動推進等事業費補助金調書

(市町村名)

県			市 町 村										備 考		
歳 予 科	出 算 目	交 付 額 補 助 率	歳 入			歳 出									
			科 目	予算現額	収 入 額	科 目	予算現額	うち間 接 補 助 金 等 相 当 額	うち国 庫 補 助 金 相 当 額	支 出 額	うち間 接 補 助 金 等 相 当 額	うち国 庫 補 助 金 相 当 額			

- 1 「県」の「歳出予算科目」は、項及び目とともに、交付決定通知書に記した事業区分名も記入すること。
- 2 「市町村」の「科目」は、歳入にあっては款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出にあっては、前記1県の歳出予算科目欄において交付決定通知書に記した事業区分名を記載する場合において、これに対応する経費が、目の内訳にかかる場合は、当該経費を目の内訳として記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

別紙様式 6

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

令和 年度山梨県高齢者社会活動推進等事業費補助金変更交付申請書

このことについて、山梨県高齢者社会活動推進等事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 変更交付申請額 金 円
(うち今回追加申請額 金 円)
- 2 添付書類
 - (1) 山梨県高齢者社会活動推進等事業費補助金所要額調 (様式 1)
 - (2) 基準額内訳書 (様式 2)
 - (3) 事業計画書 (様式 3)
 - (4) 特別事業実施計画 (様式 4)
 - (5) 健康づくり・介護予防事業実施計画 (様式 5)
 - (6) その他参考となる資料

別紙様式 7

第 年 月 日 号

山梨県知事

殿

市町村長

概 算 払 請 求 書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定のあった令和
年度山梨県高齢者社会活動推進等事業費補助金について、山梨県高齢者社
会活動推進等事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり概
算払いの請求をいたします。

記

1 概算払請求金額 金 円

2 内訳

補助金 交付決定額①	既概算 交付額 ②	差引額 ①－②＝③	今回概算 請求額	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

① 現 金 指定金融機関名 _____

② 口座振替 振込先銀行名 _____ 預金種別 (当座・普通)

フリガナ

口座名 _____ No. _____

別紙様式 8

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

令和 年度山梨県高齢者社会活動推進等事業費補助金事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた令和
年度山梨県高齢者社会活動推進等事業費補助金に係る事業実績について、
山梨県高齢者社会活動推進等事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、次の
とおり報告します。

- (1) 山梨県高齢者社会活動推進等事業費補助金精算書 (様式 1)
- (2) 基準額内訳書 (様式 2)
- (3) 事業実績報告書 (様式 3)
- (4) 特別事業実績報告書 (様式 4)
- (5) 健康づくり・介護予防事業実績報告書 (様式 5)
- (6) 歳入歳出決算書 (見込書) 抄本

様式1

山梨県高齢者社会活動推進等事業費補助金精算書

(市町村用)

(市町村名)

種 目	総事業費 A	寄 付 金 の 他 収 入 の 額 B	差 引 額 (A - B) C	対 象 経 費 支 出 額 D	基 準 額 E	県 補 助 基 本 額 F	県 補 助 率 G	県 補 助 所 要 額 (F × G) H	県 補 助 金 交 付 決 定 額 I	県 補 助 金 受 入 済 額 J	差 引 過 不 足 額 (J - I) k
老人クラブ 活動等社会 活動促進 事業費	単位老人クラ ブ分(A)	円	円	円	円	円	2/3	円		0	円
	市町村老連活 動促進分(B)	円		円	円	円	2/3	円		0	円
	健康づくり・介 護予防事業分 (C)	円		円	円	円	2/3	円		0	円
	計							円	0	0	円

- (注) 1 A欄には、市町村が支出する各事業に係る総事業費を記入する。事業を委託する場合、委託先の総事業費ではないので注意すること。(自動計算)
- 2 D欄には、市町村が支出する総事業費のうち、補助対象事業(補助金交付要綱の別表基準額表のⅢ対象経費に該当する額)分を記入する。(自動計算)
- 3 E欄には、様式2のそれぞれの事業の基準額(C欄)の合計を記入する。(自動計算)
- 4 F欄には、C欄、D欄、E欄を比較して、最も少ない額を記入する。(自動計算)
- 5 H欄には、F欄の額に2/3を乗じて得た額を記入する。(種目別に1,000円未満の端数を切り捨てる。)(自動計算)

様式 2

基 準 額 内 訳 書

老人クラブ活動等社会活動促進事業費

(市町村名：)

区 分			件 数 A	基 準 単 価 (事業対象限度額) B	基 準 額 C = (A × B)
単位老人クラブ助成事業 (A)				3,526円	円
市町村老人クラブ 連合会助成事業	一般事業分 (B ₁)	連合会数分		194,000円	円
		加入会員数分		72円	円
	特別事業分 (B ₂)			194,000円 以内	円
	市町村老連活動促進分 (B)				円
	健康づくり・介護予防事業分 (C)			253,000円以内	円
合 計					円

様式 3

事業実績報告書

1. 単位老人クラブ助成事業実施状況調 (A)

助成対象 クラブ数	助成対象 クラブ会員数	助成対象クラブ 年間活動延月数	上段：対象経費 下段：総事業費	主な取組例
(a)	(b)	(c)	(d)	
クラブ	人	月	円	.
			円	

※ a は、連合会加入老人クラブのうち、実際に活動しているクラブ数を記入する。

※ d 上段は、単位老人クラブが支出する別表第IV欄に定める対象経費に対して、市町村が補助する額を記入

※ d 下段は、単位老人クラブが支出する総額に対して、市町村が補助する額を記入する。

2. 市町村老人クラブ連合会活動促進事業実施状況調 (B、C)

〔一般事業 積算内訳〕

連合会加入老人クラブ数 (e)	クラブ	60歳以上人口 (g)	人
連合会加入老人クラブ会員数 (f)	人	加入率 (f/g)	%

〔一般事業の概要及び特別事業、健康づくり・介護予防事業の概要〕

区 分	事業概要	対象経費 実支出額
一般事業 (B1)	<input type="radio"/> 社会奉仕活動、教養講座の開催、単位老人クラブ等と連携した調査研究、啓発広報活動、その他地域の特性を生かしたモデル的な活動促進事業	円
		(総事業費) 円
特別事業	①リーダー育成事業 ②老人クラブへの加入促進事業 ③高齢者に対する情報提供・相談活動事業 ⑦その他、地域の特性を生かした事業	詳細別紙 (様式 4) 円
	④地域支え合い事業	詳細別紙 (様式 4) 円
	⑤若手高齢者組織化・活動支援事業	詳細別紙 (様式 4) 円
	⑥市町村老連活動支援体制強化事業	詳細別紙 (様式 4) 円
特別事業小計 (B2)		円
健康づくり・介護予防事業 (C)	詳細別紙 (様式 5)	円

※各事業の内容については、別添「山梨県高齢者社会活動推進等事業の事業内容 (例示)」参照

特別事業事業実績報告書

	概 要	積 算 内 訳			
事業内容	①リーダー育成事業 ②老人クラブへの加入促進事業 ③高齢者に対する情報提供・相談活動事業 ⑦その他、地域の特性を生かした事業 (説明) ・参加対象者： ・参加人数：	(対象経費)			
	・ 円 × = 円 ・ 円 × = 円 ・ 円 × = 円 ・ 円 × = 円 ・ 円 × = 円 対象経費小計 円				
	(対象外経費)				
	・ 円 × = 円 ・ 円 × = 円 対象外経費小計 円				
	合計 円				
	④地域支え合い事業 (説明) ・参加対象者： ・参加人数：	(対象経費)			
	・ 円 × = 円 ・ 円 × = 円 ・ 円 × = 円 ・ 円 × = 円 ・ 円 × = 円 対象経費小計 円				
	(対象外経費)				
	・ 円 × = 円 ・ 円 × = 円 対象外経費小計 円				
	合計 円				
	⑤若手高齢者組織化・活動支援事業 (説明) ・参加対象者： ・参加人数： 人	(対象経費)			
	・ 円 × = 円 ・ 円 × = 円 ・ 円 × = 円 ・ 円 × = 円 ・ 円 × = 円 対象経費小計 円				
	(対象外経費)				
	・ 円 × = 円 ・ 円 × = 円 対象外経費小計 円				
	合計 円				
	⑥市町村老連活動支援体制強化事業 (説明) ・参加対象者： ・参加人数： 人	(対象経費)			
	・ 円 × = 円 ・ 円 × = 円 ・ 円 × = 円 ・ 円 × = 円 ・ 円 × = 円 対象経費小計 円				
	(対象外経費)				
	・ 円 × = 円 ・ 円 × = 円 対象外経費小計 円				
	合計 円				
	合 計		対象経費計		円
			対象外経費計		円
			総事業費		円

健康づくり・介護予防事業実績報告書

	概 要	積 算 内 訳				
事業内容	① (説明) ・参加対象者: ・参加人数 :	(対象経費)	円 ×	=	円	
			円 ×	=	円	
			円 ×	=	円	
			円 ×	=	円	
			円 ×	=	円	
			対象経費小計		円	
			(対象外経費)	円 ×	=	円
				円 ×	=	円
			対象外経費小計		円	
			①合計		円	
		② (説明) ・参加対象者: ・参加人数 :	(対象経費)	円 ×	=	円
				円 ×	=	円
				円 ×	=	円
				円 ×	=	円
				円 ×	=	円
			対象経費小計		円	
		(対象外経費)	円 ×	=	円	
			円 ×	=	円	
		対象外経費小計		円		
		②合計		円		
	③ (説明) ・参加対象者: ・参加人数 :	(対象経費)	円 ×	=	円	
			円 ×	=	円	
			円 ×	=	円	
			円 ×	=	円	
			円 ×	=	円	
		対象経費小計		円		
		(対象外経費)	円 ×	=	円	
			円 ×	=	円	
		対象外経費小計		円		
		③合計		円		
	④ (説明) ・参加対象者: ・参加人数 :	(対象経費)	円 ×	=	円	
			円 ×	=	円	
			円 ×	=	円	
			円 ×	=	円	
			円 ×	=	円	
		対象経費小計		円		
		(対象外経費)	円 ×	=	円	
			円 ×	=	円	
		対象外小計		円		
		④合計		円		
	合 計	対象経費計		円		
		対象外経費計		円		
		合計(総事業費)		円		